

資料編

【資料1】

大石田町空き家等の
適正管理に関する条例

○大石田町空き家等の適正管理に関する条例施行規則

(平成25年12月12日規則第8号)

(趣旨)

第1条 この規則は、大石田町空き家等の適正管理に関する条例（平成25年大石田町条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(連絡依頼表示)

第3条 町長は、条例第7条第1項の規定による実態調査の結果、空き家等の所有者等に適正な管理を求めると認められ、かつ、その所有者等の所在が確認できない場合は、その空き家等に連絡依頼表示（様式第1号）を掲示するものとする。

(指導及び勧告)

第4条 条例第8条第1項の規定による指導は、空き家等の適正管理に関する指導書（様式第2号）を送付することにより行うものとする。

2 条例第8条第2項の規定による勧告は、その所有者等に、空き家等の適正管理に関する勧告書（様式第3号）を送付することにより行うものとする。

(命令)

第5条 条例第9条の規定による命令は、その所有者等に空き家等の適正管理に関する命令書（様式第4号）を送付することにより行うものとする。

(立入調査等)

第6条 条例第10条第1項の規定による立入調査は、原則として空き家等の所有者等の立会いのもとに行うものとする。

2 条例第7条第2項及び条例第10条第2項において準用する条例第7条第2項に規定する証明書の様式は、様式第5号により行うものとする。

(公表)

第7条 町長は、条例第11条第1項の規定により公表する必要があると認める所有者等に、空き家等の適正管理に関する命令違反事実公表予告書（様式第6号。次項において「予告書」という。）を送付するものとする。

2 予告書の送付を受けた者は、公表の日の5日前までに、空き家等の適正管理に関する命令違反事実公表前弁明書（様式第7号）を町長に提出することができる。ただし、予告書の送付を受けた者が口頭により意見を述べることを求めたときは、この限りでない。

3 町長は、公表することを決定したときは、その所有者等に、空き家等の適正管理に関する命令違反事実公表通知書（様式第8号）を送付するとともに、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

(2) 命令の対象となる空き家等の所在地及び種別

(3) 命令の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

4 町長は、公表する必要があると認める所有者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その公表を猶予することができる。

(1) 所有者等が貧困により生活のための扶助を受けていて、空き家等を適正に管理することが困難なとき又はこれに準ずると認められるとき。

- (2) 空き家等の正当な所有者等の特定が困難なとき。
 - (3) 命令の期限までに改善に至らなかったものの、期限後6月以内に改善することを書面で誓約したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事由があると町長が認めるとき。
- (審議会)

第8条 大石田町空き家等対策審議会（以下「審議会」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 審議会の庶務は、町民税務課において処理する。
- (その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1（第3条関係）

連絡依頼表示

連絡依頼表示

[別紙参照]

様式第2、第3（第8条関係）

空き家等の適正管理に関する指導書

空き家等の適正管理に関する指導書

[別紙参照]

空き家等の適正管理に関する勧告書

空き家等の適正管理に関する勧告書

[別紙参照]

様式第4（第9条関係）

空き家等の管理に関する命令書

空き家等の管理に関する命令書

[別紙参照]

様式第5（条例第7条第2項及び条例第10条第2項関係）

立入検査証

立入検査証

[別紙参照]

様式第6、第7、第8（条例第11条関係）

空き家等の管理に関する命令違反事実公表予告書

空き家等の管理に関する命令違反事実公表予告書

[別紙参照]

空き家等の適正管理に関する命令違反事実公表前弁明書

空き家等の適正管理に関する命令違反事実公表前弁明書

[別紙参照]

空き家等の管理に関する命令違反事実公表通知書

空き家等の管理に関する命令違反事実公表通知書

[別紙参照]